

## 愛知県外国人介護人材受入促進事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1 愛知県外国人介護人材受入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、外国人介護人材が県内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材受入環境の整備に係る取組や海外現地での外国人介護人材確保に係る取組を行う受入事業所等に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の対象及び交付額の算出)

第2 交付の対象とする事業は、愛知県外国人介護人材受入促進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施される事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で交付する。

- 2 基準額及び補助対象経費は別表のとおりとし、次により算出された額を交付額とする。
  - (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (2) (1)により選定された額と当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。
  - (3) (2)の補助基本額に別表の第3欄の補助率を乗じて得た額を交付額とする（算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。）。
- 3 補助事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けている場合は補助の対象とならない。

### (申請手続)

- 第3 規則第3条の規定による申請書及び添付書類の様式は、様式1号のとおりとする。
- 2 前項の規定による申請書等の提出期限は、別に定める。

### (申請の取下げ)

第4 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

### (計画変更の承認)

第5 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、様式2号による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

- (1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第6 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事にその理由を記載した書類を提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7 規則第13条の規定による実績報告書及び添付書類の様式は、様式3号のとおりとする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して30日を経過した日、又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の交付)

第8 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払いにより交付することがある。

(交付の条件)

第9 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (3) 補助事業者は、規則第10条に規定する関係書類を整備し、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第10 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、様式4号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、知事は当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(実施細則)

第11 この要綱の実施に関し、必要な細則は別に定める。

附 則

この要綱は令和6年8月21日に施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>(1) 外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備</p> <p>1 事業所当たり 300 千円</p>	<p>外国人介護人材受入事業所における外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進することを目的とした外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進等の実施に要する次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費)、会議費、使用料、賃借料、役務費(雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価 30 万円以上の備品を除く。)、負担金、補助金</p>	<p><math>\frac{3}{4}</math></p>
<p>(2) 海外現地での外国人介護人材確保の取組</p> <p>1 法人当たり 500 千円</p>	<p>外国人介護人材の確保を目的とした海外におけるマーケティング活動、海外現地の学校等との関係構築、海外現地での説明会開催等の広報活動等の実施に要する次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費)、会議費、使用料、賃借料、役務費(雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価 30 万円以上の備品を除く。)、負担金、補助金</p>	<p><math>\frac{10}{10}</math></p>